小浜市給水装置工事標準仕様書

令和5年6月版

小浜市産業部上下水道課

小浜市給水装置工事標準仕様書

第1条 総 説

給水装置とは、水道法第3条第9項で「需要者に水を供給するために水道事業者の施設 した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。」と定義さ れている。

したがって、配水管と給水管とは形の上では幹枝の別はあっても管内の水は、相互に流通しあうものであり、給水管内の汚染は直ちに配水管内に及ぶため、クロスコネクション、他の配管等との離隔等について充分注意し、また水道法・建築基準法等を遵守し、これら給水工事の施工にあたっては、構造・材質・水質の保全等、全てにわたって適切に処理すること。

第2条 仕 様

給水装置の設計施工にあたっては、日本水道協会発行「水道施設設計指針」、「水道工事標準仕様書」等各種基準による他、「小浜市給水装置工事標準仕様書」によるものとする。なお、本仕様書に規定しない事項については、別途協議するものとする。

第3条 給水方式および設計

- 1. 一戸一給水を原則とする。ただし、店舗兼住居等、一戸二給水が必要となる場合には 別途協議するものとする。
- 2. 分水栓および給水管は、水道メーター(以下「メーター」という)の申込口径と同口径とする。ただし、メーター申込口径が ϕ 13の場合は、分水栓および給水管口径を ϕ 20とし、止水栓直前で径落ちとし、メーター申込口径が ϕ 40の場合は、分水栓および給水管口径を ϕ 50とし、第3条11項記載の仕切弁設置後に ϕ 40に径落ちとすること。

また、給水管の距離が長く、著しい損失が生じること等が想定される場合は、事前協議のうえ、分岐口径を決定するものとする。

- 3. 加入金については「小浜市水道事業給水条例第33条」に定めているが、アパートや 分譲地等の特殊な取り扱いについては、P36~38を参考とする。
- 4. 既設メーターを減口径する場合は、止水栓直後にメーター用片落ち管を用いるか、止水栓直前で異型ソケットを用いて減口径を行う。

ただし、減口径する場合の加入金の差額については返金しないものとする。

- 二戸以上の集合住宅等で、親子メーターとする場合は、分水栓および給水管は親メーターと同口径とする。なお、この場合は給水装置工事申込書とは別に「アパート、賃貸住宅、寮等の上水道給水にかかる親子メーターの料金の取り扱いについて」(P34)を提出する。
- 5. 既存給水管(隣地等)からの分岐取出しは、原則として認めない。 やむを得ず既設給水管から分岐取出しを行う場合には、「給水管所有者分岐承諾書」(様式第3号(第5条第1号関係))(P18)を提出する。

- 6. 他人の土地に給水装置を設置しなければならない場合は、「給水管布設同意書」(様式第4号(第5条第2号関係))(P19)を提出する。
- 7. 新規給水申込加入者のうち、直ちに使用する予定のないものは、止水栓止めを認める。

ただし、止水栓が破損しないよう、メーターボックスを設置し、防護措置をとること。また、給水申込口径に伴う加入金を納付する。

8. 緊急の断水が困難な建物、4階建て以上の建物、一時に多くの水量を必要とし、水 圧・水量が不足することが予想される箇所に給水する場合には、受水槽・高架タンク・加圧 ポンプ等を適切に配置し、安定給水が得られる構造とする。やむを得ず設置を省略する 場合は、必ず事前協議を行い、同意書(P20)を提出する。

受水槽・高架タンク・加圧ポンプ等を使用する場合、医療機関・老人福祉施設等で特殊器具を使用する場合は、使用機器の仕様書を事前に提出する。

- 9. 水道水のみを水源とする受水槽で、有効容量が10m³を超えるものを新設・変更・休廃 止する場合には各種届出(P21~23)を提出する。
- 10. メーター口径が φ 25以上の場合には、メーター直後の2次側にゲートバルブを設置する。(メーター交換時の戻り水防止のため)
- 11. 分水栓工事が伴う場合には、必ず事前協議を行う。また、φ40以上の取り出しの際は分岐後の公道上に配水管と直角方向に仕切弁(ビニ弁同等以上)を設置する。 詳細はP10~11参照のこと。
- 12. 水洗トイレをフラッシュバルブ方式とする場合は、必要水量・水圧を満たす給水管口径とする。
- 13. 設計に適用する配水管(本管)の水圧は、最小動水圧0.15MPa、最大静水圧は 0.74MPa 以内を基準として配管の設計をする。
- 14. 給水管に空気の停滞が生じるおそれがある場合には、排気装置を設置する。
- 15. 水撃圧(ウォーターハンマー)を生じやすい給水器具の使用を避ける。水撃圧が予想される場合は、水撃防止器を適切に配置してその防止に努める。
- 16. 水道水が汚染されないよう、水道の給水装置とそれ以外の給水系統は絶対に直接接 続してはならない。(クロスコネクションの禁止)

水道用の給水管とそれ以外の配管の途中に仕切弁や逆止弁を設けても、配管が直接 連結されていればクロスコネクションである。

シングルレバー式混合栓において、水道水と井戸水等の混合はクロスコネクションである。

- 17. 給水管に汚水が逆流するおそれのある装置の設置や構造は絶対に避ける。
- 18. 受水槽へ給水する場合、給水管の出口は落としこみ構造とし、溢流面より給水管の口径の2倍以上の高さに設けなければならない。

(例: φ50のとき、溢流面より最低100mm以上、上部に設ける。)

- 19. 配水管の水圧低下または、断水時の負荷による逆流を防止するため、洗浄弁・医療用器具・給湯器等には必ず逆流防止装置を設置する。
- 20. 電食・酸食・損傷等を生じるおそれがある場合には、防食・防護の対策を講じる。

- 21. 給水管・受水槽等で凍結のおそれがある場合には、凍結防止の対策を講じる。
- 22. 給水管の1次側(メーターより配水管側)は、家屋等の建築物の下に設置してはならない。やむを得ず露出配管を行う場合には、防護・保温・管の固定等を充分考慮する。
- 23. 受水槽の流入管が φ 25以上の場合は、複式ボールタップまたは定水位弁を必ず設置し、φ 40以上の場合は、定水位弁ならびにウォーターハンマー防止の点から、防波管を必ず設置する。
- 24. 水路等の横断は下越しとする。下越しが困難な場合には、必ず事前協議を行い、施設管理者の許可をもって上越しとする。ただし、横断部分には保護管を用い、輪荷重・衝撃等に充分耐えうる構造とする。
- 25. 給水管の埋戻しには、標識シート(巾75mm)を土被り30cmに布設する。 なお、分水掘において撤去した本管標識シートは原形復旧する。

第4条 使用材料

- 1. 給水装置に使用する材料は、日本水道協会規格品(JWWA)および日本工業規格品 (JIS)または、それに準ずるものとする。
- 2. メーターまでの引き込みには本仕様書第9条に指定する材料を使用し、φ 40以下は 水道用ポリエチレン管一種二層管を、φ 50以上は配水用ポリエチレン管をそれぞれ使 用すること。

なお、本仕様書に記載のない製品等を使用する場合は、上下水道課と事前協議を行うこと。

第5条 メーターの位置

- 1. メーター・止水栓の設置位置は、分水位置から道路と直角方向に給水管を布設し、官地(道路)と民地(宅地)の境界から民地(宅地)側に概ね1.0mの将来に亘ってメーター取替え・検針等の維持管理が容易に行える位置とする。
 - (不適切な設置位置としては、屋内、樹木の近く、地盤が低く泥水が溜まる箇所、花壇の中等)
- 2. 親子メーター給水とする場合は、親(市)メーターを道路境界から概ね1.0mの位置に 設置し、子(市)メーターは宅地内で検針に便利な場所とする。(P35)
- 3. 集合住宅で子メーター給水とする場合は、各戸メーター全てについて、道路境界から概ね1.0mの位置にまとめて設置出来るよう配慮する。(P35)
- 4. メーター口径が φ 40以上の場合には、遠隔式メーターを原則とする。 設置については、「遠隔式水道メーター設置基準」(P17)を参考とする。 遠隔式メーターの納入には日数を要するため、遅くとも1ヶ月前には、事前協議を行う。
- 5. メーター口径が ϕ 13~25の遠隔式メーター設置については、住宅の増改築等のやむを得ない事情で検針が出来ない位置になり、さらに検針が可能な位置への移設が不可能な場合とする。
- 6. 小浜市加斗地区の一部は、戸別減圧弁が必要となり、減圧弁・伸縮継手等はメーターと合わせて支給する。詳細は、「戸別減圧弁設置区域」(P41~43)を参照する。

第6条 給水装置工事申込書(以下、給水台帳)の作成および変更

- 1. 給水台帳は、現地調査を充分行ってから記載し、記載漏れ、変更のないよう留意し、鉛 筆・蛍光ペン、感熱紙を利用したコピー等、経年変化で記した内容が消えるような筆記用 具は使用してはならない。
- 2. 給水台帳への需要者の押印は原則不要とするが、記名部を印刷等で記載した場合は押印を求めるものとする。また、給水装置所在地は地番まで必ず記入する。
- 3. 位置図は住宅地図等の複写でも良いが、縮尺等を考慮して申込者の場所、配水管分岐取出しの位置、メーター位置が確認出来るよう記入する。
- 4. 配管平面図は本管埋設道路・方位等を考慮して作図し、本管と道路境界までの距離、 道路境界から給水管までの距離、道路境界からメーター位置までの距離、本管の管種・ 管径・取出し口径および方位は必ず記入する。
- 5. 立体配管図は宅地内の配管が確認出来るよう、管延長・管径・継手・水栓類を詳細に 記入する。
- 6. 工場・アパート・ビル等別途施工となる配管については、屋内給水図面を添付する。
- 7. 配管平面図・立体配管図は、電子コピーの貼り付けでも良いが、給水台帳の設計審査 完了後に配水管分岐取出位置、給水管布設位置、止水栓・メーター位置の変更が生じ た場合は、給水台帳をそれぞれ変更し、竣工図にして提出する。

給水台帳に記入しきれない場合は、別紙(A3サイズ以下)で添付しても良い。

- 8. 建物の改築・給水栓の増設等で給水装置に変更が生じた場合、給水台帳を再度提出すること。ただし、配管の変更を伴わないものはこの限りでない。
- 9. 測量調査・設計書作成・申請手続き等の経費を設計料として計上することが出来る。
- 10. 道路使用許可申請手数料等、公的な手数料を計上することが出来る。
- 11. 給水装置工事に係る諸経費は、必要に応じ計上することが出来る。
- 12. 設計審査手数料は、本管連結部(止水栓、メーターボックスまで)の設計額の 1/100を乗じた額とし、10円未満を切捨て10円単位とする。ただし、100円未満のとき は100円を計上する。(上下水道課へ納付)
- 13. 検査手数料は、材料・竣工検査を合わせ1件につき1,000円を計上する。(上下水道課へ納付)
- 14. 消費税は、給水台帳裏面の種別(以上連結分計)および(以上宅地内計)の合計額に 10/100を乗じて得た額を計上する。ただし、その額に1円未満の端数が生じた場合は 切捨てるものとする。
- 15. 分水工事等の施工写真は、施工後速やかに提出する。 分水部分は、施工後もその位置が安易に確認出来るよう、メーターボックスや周囲の 構造物等の位置関係を写真に収める。
- 16. 舗装本復旧費は、諸経費計算対象金額に含めない。

第7条 道路占用および安全管理

1. 道路を掘削占用する場合は上下水道課を経由し、それぞれ所轄する管理者の道路占用および警察署の道路使用許可を必ず受け施工する。その際の提出書類(P24~)は、道路占用および道路使用それぞれ3部ずつ用意すること。

通行止めによる規制を行う場合には、関係地係区長の同意書を道路使用許可申請書 に添付する。

道路使用許可が降りた後、各関係機関(小浜警察署、若狭消防組合、環境衛生課、新幹線・交通まちづくり課、大和交通(株)、三福タクシー(株)、(株)アクアテック、(有)アルミック徳原、(有)ニーズ、関係地係区長)に事前に連絡する。

- 2. 道路を掘削占用する場合は、道路使用許可書の許可条件を遵守し、工事箇所の起点・終点および必要と認められる箇所に工事看板・通行制限に関する標識等を設置し、 夜間工事となる場合は赤色灯を設置するなど安全措置を充分に行う。
- 3. 舗装道の掘削は、表層のカッター切りを行い、その周囲は方形になるよう丁寧に切取り、 まぐり掘りをしない。

掘削土により交通に支障が生じる場合には、一時他の場所へ仮置きする等の処置を講じる。

掘削する長さは、当日中に埋戻しが出来る範囲とする。

4. 道路を横断し掘削する必要がある場合には、道路交通に配慮し、安全確保のうえ片側 1 車線毎に掘削・埋戻し・舗装仮復旧を行い、片側交互通行に努める。

それが出来ない場合は、関係区長や警察署等と充分協議を行い、適切な交通規制による工事を行う。

- 5. 道路掘削にあたっては、事前に関係機関に依頼し埋設物確認を行い、場合によっては立会を求める。
- 6. 舗装本復旧後、1年間は施工者にて路面状況の管理を行い、不良があった場合は速やかに補修を実施すること。

また、仮復旧を行った際も同様に施工者の責任の下、危険のないよう道路管理を行い、路盤沈下、その他不良箇所が生じた時には速やかに対応すること。

7. 工事により道路構造物・地下埋設物等を破損した時は、関係機関の指示に従い施工者 の責任において復旧し検査を受ける。

第8条 工事の立会および検査

- 1. 分水作業に際し、原則上下水道課職員が立会を行うため、担当職員と日程調整を行うこと。また、その他給水工事において上下水道課職員が立会を求める場合には、これに応じなければならない。
- 2. 給水装置工事が完了した時点で工事内容に変更が生じた場合は、給水台帳を修正し竣工届、分水工事等の施工写真、メーターの設置位置を確認出来る写真、分水時の配水管切片の写真を提出し、給水装置工事主任技術者立会のうえ、上下水道課の検査を受けなければならない。
- 3. 分譲地等、給水管引込みに際しφ40以上の共用管を布設する場合、職員立会いの下、記録紙を用いた水圧試験を実施すること。

その際は、試験水圧0.75MPa を1時間かけ、水圧が0.70MPa を下回らなければ合格とする。

第9条 工種別仕様

- 1. 土工
 - イ. 舗装道路については、掘削前に舗装切断を必ず施工する。
 - ロ. 砂埋戻は規定高さまで必ず行い、水締等の締固めを充分にする。
 - ハ. 埋戻しは良質土により施工する。その際は、一層の仕上厚を300mm以下(福井県管理道路の場合は200mm以下)を基本とし、タンパー等で充分転圧を行い、後に地盤沈下等を起こさぬよう施工する。
 - ニ. 舗装仮復旧は、砕石埋戻後速やかに行うこと。細粒度As(レミファルトでも良い)を厚さ30mm以上とし、タンパー等により充分転圧をする。

舗装本復旧は、密粒度 As を使用し、厚さは道路管理者の指示に従うこと。

- ホ. 掘削機械(バックホウ等)を使用する場合は、ゴム製クローラ型を使用する。または、 同等の効果を得られるような仮設を行い、舗装面の保護を行う。
- へ. 掘削深が1.5mを超える場合や軟弱地盤等で、切羽の安定が図れない場合には、 山留工を施し安全施工に努める。
- ト. 給水管の土被りは管天600mmを基準とするが、県道、国道の場合は、それぞれ道路 管理者の指示に従う。

なお、宅内については、管天300mm以上とする。

2. 配水管分水取出

- イ. サドルはエポキシ粉体塗装、分水栓はボール式とし両者一体型のものを使用する。
- ロ. ボルト、ナットは SUS または粉体塗装品とする。
- ハ. 鋳鉄管からのサドル分水給水取出しには、錆こぶ対策として通水孔に必ずメタルスリーブを装着する。また、穿孔により生じた切り屑は、排水などの処置によりサドル分水栓内から除去する。
- ニ. サドル分水栓と給水管との接続部には、分水栓用継手を使用すること。
- ホ. サドル分水栓取出しを廃止する場合は、ロクロ継手または袋ナットを外しサドルキャップ(砲金キャップ)をする。

なお、工事費の負担は申込者とし、給水台帳を提出する。

- へ. サドル分水栓を用いて給水取出しを同一箇所で複数行う場合は、分水栓の間隔を3 00mm以上とする。
- ト. 配水管が $VP \phi 250$ 以上のサドル分水栓については、製品が受注生産のため注意する。

3. 伸縮止水栓

- イ. 逆止弁付きのボール式とする。
- ロ. メーター用ソケット。
- ハ. ボールの開閉ハンドルは取り外しが可能なタイプとする。
- ニ. 伸縮止水栓の設置は、伸縮部分のセンターを出し、伸縮機能を損なわないようにする。

4. バルブ類

- イ. ソフトシール弁(内面粉体塗装)を用いて引き込み管に接続。
- ロ. 耐衝撃性硬質塩化ビニル製仕切弁のフランジ型に伸縮可とう離脱防止継手のフランジ付きソケットを用いて引き込み管に接続。
- ハ. 宅内用ゲートバルブはネジ込み式にガイドナット、HIシモク付バルブユニオンで接続し、青銅製・ステム上昇式とする。

5. 管類

イ. ポリエチレン管

水道用ポリエチレン管一種二層管(黒管)および、配水用ポリエチレン管(青管)とする。継手材は水道用ポリエチレン管金属継手または、電気融着接合とする。なお、配管に熱処理は施さないこと。

6. ボックス類

イ. メーターボックス

原則的に ϕ 50未満は、市章入りの樹脂製でメーターと止水栓が直結出来る大きさのものとする。また、最低でも ϕ 20用を採用し、原則 ϕ 13用メーターボックスは使用しない。しかし、二戸以上の集合住宅等で、親子メーター給水方式とした子メーターが ϕ 13の場合には、 ϕ 13用メーターボックスを使用可能とする。

やむを得ず車の出入り口等に設置しなければならない場合や破損が予想される場合は、輪荷重に対して強度を有するものを設置する。(アルミ製・鋳鉄製等)

 ϕ 50、 ϕ 75のメーターボックスについては、設置方向は市章にこだわらず、検針の能率を考慮すること。なお、制水弁ボックスが道路上の場合には市章入り鉄蓋を使用する。

7. 仮設給水

工事期間中等の減口径給水は、下記の条件を満たした場合に認める。減口径給水が適用された場合、期間中のみ減口径後の水道料金となる。

- イ. 期間中の仮設配管状況(減口径した)を記入した台帳を提出する。
- ロ. 上記台帳の摘要欄に期間限定の減口径給水である旨を記入する。
- ハ. 減口径に適応したメーターが設置可能である。
- ニ. 仮設給水終了後は、減口径前の口径に復元が可能である。

8. その他

イ. 水路伏越

原則として水路底面より30cm以上の深さに設置し、砂埋戻しとする。 (管下10cmまでは砂を入れる)

水路伏越を計上する場合は、水路幅は給水掘の延長には含めない。

ロ. 床モルタル塗り復旧

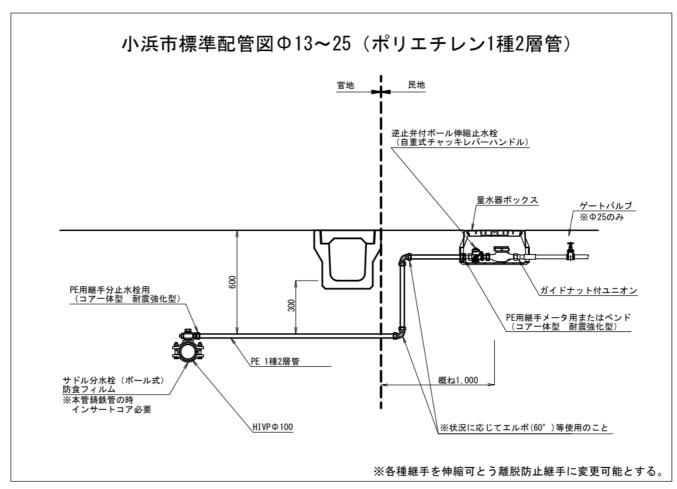
1:2モルタル、厚さ3cmとする。

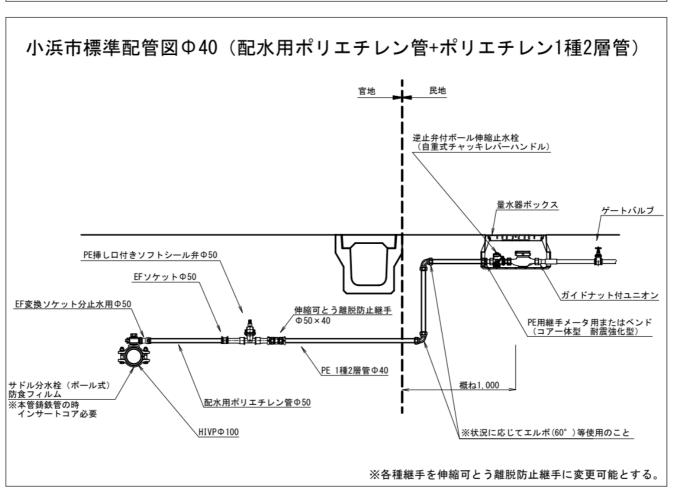
- ハ. コンクリート巻 パイプを10cm角にコンクリートで巻く。
- ニ. 保護コンクリート 現場の必要に応じメーターボックスのまわりを幅10cm、厚さ20cmのコンクリートで巻立 てる。 ※6~9mm鉄筋で補強する。
- ホ. 防食工 防食テープ巻

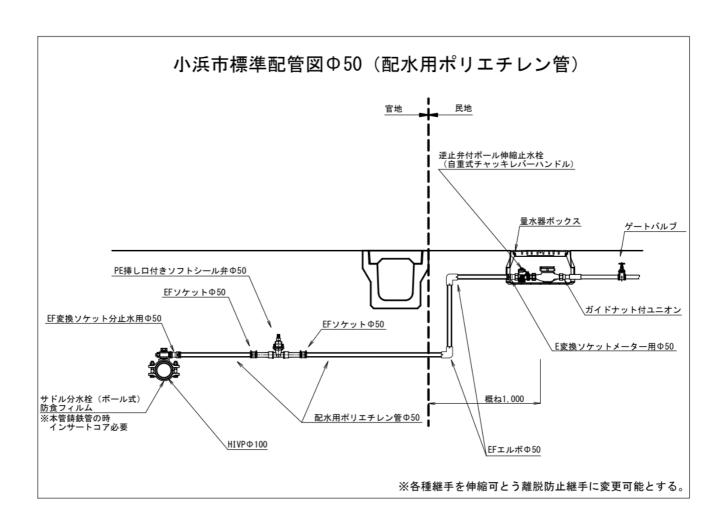
ニットーマスチックNo.59相当品幅50mmを15mmずつ重ねて巻きつける。

9. 使用材料の指定(一覧表)

材料名	規格	備考
サドル分水栓(CIP VP PE)	ボール式、エポキシ粉体塗装	
伸縮止水栓	ボール式逆止弁付	
ポリエチレン管		HC V 6769
ホ タエアレン 目	<u> </u>	JIS K 6762
	めねじ付ソケット	
	メーター用ソケット	
ポリエチレン管金属継手	ソケット	
	分・止水栓用	
	エルボ	
man I FF 2022 A data	and No lette	
配水用ポリエチレン管	融着管	JWWA K144
	FEソケット	
ポリエチレン管EF継手	EF90° エルボ	
	EFベンド	
エタン・シを関係	ユニオンソケット	HQ - CQ 440
亜鉛メッキ鋼管	保護管用	JIS G3442
ソフトシール弁	内面粉体塗装	JWWA B120
塩ビ製仕切弁	フランジ型	
伸縮可とう離脱防止継手		
	2	
ゲートバルブ(メーター2次側用)	5kg/cm² FCDハンドル	JIS B2011
バルブユニオン	Lhan Shul	JIS B2301
制水弁ボックス	塩ビ製	
メーターボックス	樹脂製 市章入り	
	市章入り鉄蓋(高さ調整、除雪対応)	
	各種調整リング	
	各種上部壁	
レジンコンクリート製	各種中部壁	
制水弁ボックス	各種下部壁	
	各種上下部壁	
	各種底板	
	管径・方向標示キャップ	
給水用標識シート	75mm ダブル	
給水用標識テープ		1
その 針	ト下水道縄の登辺を得たれの	
その他	上下水道課の承認を得たもの	

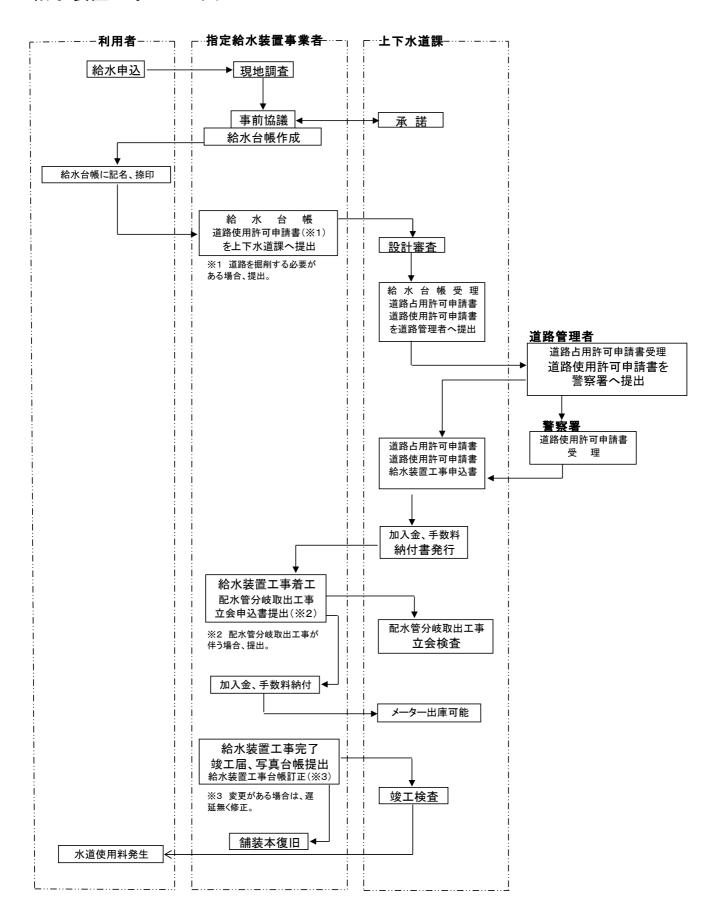






- ※使用する継手の数や給水管の配置形状は現場によって異なるため、現場状況に応じた 配管図を作成して下さい。
- ※使用材料の確認等は上下水道課までお問合せ下さい。

給水装置工事フロー図



給水台帳作成についての注意事項

1. 工事区分について 下記の区分を参考して○をつけてください。

新設:新たに道路を掘削し、給水を開始する場合や止水栓止の施工の場合。

改造: 宅内変更(配管の変更を伴う)、止水栓止からの給水、キャップ止からの給水の場合。

修繕:修繕で配管の変更が生じる場合。

撤去:給水をサドル分水栓にて廃止する場合。

↓ここに○を付けてマークしてください。

給水装置 紫 工事申込書

2. 給水装置所有者氏名の「ふりがな」は、必ず記入してください。

- 3. 位置図について 配水管分岐取出しの位置、メーター位置を確認出来るよう記入してください。
- 4. 委任状について 受任者を記入する際には、電話番号も記入してください。
- 5. 図面等を貼り付ける場合、剥がれないようにしっかりと貼ってください。
- 6. 摘要欄の使い方
 - ・連絡事項がある場合は、摘要欄に鉛筆にて記入。
 - ・工事期間中の水道使用料の請求先が、給水装置所在地と違う場合は、摘要欄に請求先を記 入。
 - ・簡易水道地域での給水の場合、摘要欄にその地域の簡易水道組合長の記名と押印が必要。 (新設・撤去・増口径の場合のみ)
- 7. PCを利用し、役所から配布される用紙以外で申請する場合は、同じ様式でパンチ穴についても同等にすること。用紙の質については、保存性を考慮した用紙で厚みのあるものを使用すること。

資 料

様式第1号(第3条、第16条2号関係)

課長	G L	合 議	担 当

新設 改造 給水装置 工事申込書 修繕 撤去 月 日

受付日	年	月	日	
承認番号				
承認日	年	月	日	
処 理 日	年	月	日	

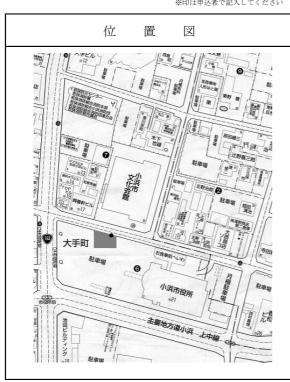
小浜市長 様

> 給水装置※所有者住所 福井県小浜市大手町6-3 (ふりがな) ふくい たろう 給 水 装 置 % 所有者氏名 福井 太郎

給水装置工事をしたいので、小浜市給水条例第5条の規定に 基づき申し込みいたします。

給所	水 装 在	置地	※ 小浜市大手町6-3	
使氏	用	者名	※ 同 上 TEL (0770)53-1111	(B)
家住	所 氏	主名	※ 同上 TEL (0770)53-1111	(B)
地住	所 氏	主名	※ 福井県小浜市大手町6-5 若狭 次郎 TEL (0770)53-1112	(P)
	定給水装 事 事 業		上水道設備(株)	(1)
	定給水装 任 技 術		小浜 三郎	(1)

※印は申込者で記入してください



委 任 状

月 日

小浜市長

福井県小浜市大手町6-3 住 所 委任者 氏 名 福井 太郎

私は下記小浜市指定給水装置工事事業者に対し、左記給水装置工事の申込及び、 施工並びに市に納付すべき納入金に関する一切を委任いたします。

受 任 者

指定給水装置工事事業者

〒917-0076 福井県小浜市湯岡25-18-2 上水道設備(株) TEL (0770)53-1112

(F)

工事着工年								
	月日		年	月	_	E	3	_
工事竣工年	月日		年	月		E	1	
竣工検査年	月日		年	月		E	1	
竣工検査員	氏 名						(11)	
設計審査手数料	年	- 月	日調定!	٧o.				円
工事検査手数料	年	三月	日調定!	Vo.				円
加 入 金	年	三月	日調定!	Йо.				円
料金システム入力				,	加入	金収	納日	
需要者番号					年	月	日	
	口径		20 mm	番	号			
メーター	指 針			検 満	年	月		
	出庫		年	月		日		
	摘		要					

給水装置工事設計書

設				計		П		精		算			
種 別	形状	数 量	単 位	単価	金 額	数	_	単 伯	Б	金	額		配管平面図
サドル分水栓	100×20	1	ケ	11,530	11,530								
止 水 栓	20	1	ケ	8, 840	8,840								
メーター筐	20	1	ケ	7, 400	7, 400							٠	
ポリエチレン管	20	1.8	m	280	504							٠	
												٠	
分水栓用ソケット	20	1	ケ	1,740	1,740							٠	民々境界
エルボ	20	2	ケ	3, 440	6,880							•	
ソケット	20	1	ケ	2,850	2,850							•	
止水栓用ソケット	20	1	ケ	1,740	1,740								
テープ・シート	20	1.8	m	98	176				_				
									4				s
									4				
									+				
分 水 堀	H=0.9	1	ヶ所	4.000	12, 000	-			+				1 / 1 ~ 1 ~ L ~ L
布 設 堀 諸 経 費	H=0.7	1.6	m 式	4, 300	6, 880	\vdash			+				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
諸 経 費 舗装本復旧費		1 1.8	m ²		14, 788 13, 702	\vdash			+				N
以上連結分	計	1.8	m		89, 030	\vdash			+				
公工 座 桐 刀	μΙ		<u> </u>	1	o9, 030	1			-				
ポリエチレン管	20	35	m			Π							
止水栓用ソケット	20	1	ケ						T			Ċ	
ソケット	20	1	ケ						Ť				配水管VP g 100 サトル分水栓 g 100 * 20
チーズ	20	6	ケ						Ť				
エルボ	20	8	ケ						Ť				市道 大手中央1号線
									İ				
									1				
									_			٠	
									4				
									_			•	電気温水器へ
						_			+				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
									+				
									+				ユニットバスへ接続
									+				ゲートバルブ ・・・・・洗濯機用水栓・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
									+				
									Ŧ				電子式自動水栓 PE φ 20 4.0 PE φ 20 8.0
諸 経 費									t			٠	
以上宅地内	計								Ť			٠	· 散水栓 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
						1							· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
小計									T				
									T			ļ .	
設 計 料													0. 2 M φ 20β-9-
消 費 税									J				
									I				PE \(20 \) .1.4
合 計													······································
									Ţ				
設計審査手数料									_				
検 査 手 数 料						$ldsymbol{le}}}}}}$			1				
証 紙 等						<u> </u>			1				
						<u> </u>			_				
総計		l	l			1						١.	

年 月 日

小浜市長 様

指定給水装置工事事業者

住 所

氏 名

ED

指定給水装置工事主任技術者

住 所

氏 名

(EJ)

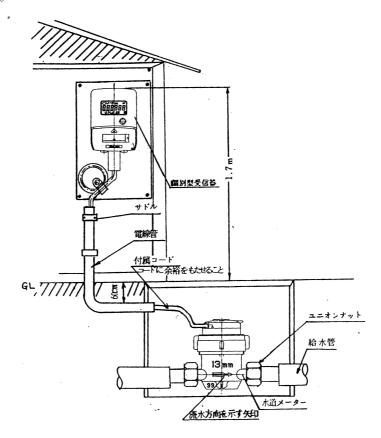
さきに、委託を受けて施工した給水装置の工事が完了したので、検査をして下さい。

C 0 (C)	女にと文け		- 11H /1 /	秋臣ッエテ	70 70	, 070	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	HC	<i>></i> < 1	C 4 °	
		竣		エ		届					
給水装置設置場所	小浜市						番地	(用)	
給 水 種 別	専用	共	用	私設	消火村		受付年	月日		月 承認 No.	田
工事の種類		年	月	日着工				年	月	日竣コ	Ľ.
工事申込者	住 所 氏 名										
摘											
要											
*						年	月	日			
竣工検査 -	職名			氏。	名				印		

遠隔式水道メーター設置基準

取付に際しては、下記の点に留意し施工してください。

- ① 事前に取扱説明書を熟読し、不明点があれば問い合わせておくこと。
- ② 通信ケーブルを埋設する際は、電線管(波付硬質ポリエチレン管 FEP)を使用してください。 また、立ち上がり部分にも使用してください。
- ③ 保護管の曲げ部分は、メーター交換の際に容易にケーブルが抜けるように、最大限の半径を有する弧状に曲げてください。
- ④ 受信機は、読みやすい場所、読みやすい高さに設置し、立ち上がり部分の電線管は、約50 cm間隔で金具固定してください
- ⑤ 通信ケーブルは、メーターボックス内で余裕を持たせてください。
- ⑥ 通信ケーブルの標準ケーブル長は、15mです。もし、やむを得ずケーブルを途中接続する場合は、接続部の絶縁・防水効果を確実にするため絶縁テープ及び自己融着テープ等を使用してください。



給水管所有者分岐承諾書

年 月 日

小浜市長 様

既設管所有者 住 所

氏 名 即

下記の者より、給水装置新設のため、私所有の既設管より永久に分岐引用するよう申し入れがあったので、無条件で承諾致します。

万一、私方給水管の所有権を他人に移転するような場合は、相手方に対して同じ条件をつけて 売却または譲渡致します。

尚、本承諾に関し、紛争が生じたときは当事者間で一切解決します。

既設管所在場所

既設管口径

分岐布設場所

分岐請求者 住 所

氏 名

(EII)

給水管布設同意書

年 月 日

小浜市長 様

給水装置新設のため

所有の

に給水管を布設するこ

とに同意します。

後日、何らかの紛争が生じた場合は当事者間で処理致します。

万一、上記土地の所有権、使用権を他に移転する場合は、相手方に対して同条件で移転致します。

給水装置設置場所

給水管布設場所

給 水 申 込 者 住 所

氏 名

(EII)

給水管布設地所有者 住 所

氏 名

(EII)

給水管布設地使用者 住 所

氏 名

(EII)

同 意 書

年 月 日

小浜市長 様

○○○○所有の△△△△へ給水するにあたり

受水槽・・ 高架タンク・・ 加圧ポンプ・・ その他□□□□

以上を省略したことによる水圧・水量の不足及び、水道本管の緊急断水に伴う申請施設への対応 は、当事者で処理することに同意します。

給 水 申 込 者 住 所

氏 名 ⑩

第 号年 月 日

福井県知事

様

設置者住所 設置者氏名

印

簡易専用水道設置届

簡易専用水道を設置したので、下記のとおりお届けします。

記

	名 称			
設置	所 在 地			
設置建築物	電話番号			
初		境の確保に関する法律第2条	該当する・	該当しない
	に規定する特定建築	藝物に該当するかどうか		EX. 3 0.0
	氏 名			
管理者	住 所			
	電話番号			
	受水槽設置年月日			
給水	受水槽	の有効容量		3
給水設備	(2基以上ある場	合は、各槽別の容量)		m ³
VHS	消毒施設	有	• 無	

※上記の届出内容について、水道法第34条の2第2項に基づく登録水質検査機関に対し 情報提供されることを

承知します。 ・ 承知しません。

添付書類 ・簡易専用水道の設備の配置および系統を明らかにした図面

・受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図

(様式-2)

第号年月日

福井県知事

様

設置者住所 設置者氏名

印

簡易専用水道変更届

簡易専用水道について、下記事項に変更がありましたのでお届けします。

記

				I	
設	名	称			
設置建築物	所	在 地			
物	電	話番号			
変更	年	月	日		
			茤	5更前	変更後
変更事項					

(様式-3)

 第
 号

 年
 月

 日

福井県知事様

設置者住所 設置者氏名 印

簡易専用水道休(廃)止届

簡易専用水道を下記のとおり休(廃)止したのでお届けします。

記

設		名		称		
設置建築物		所	在	地		
物物		電	話番	号		
	変	更	年	月	日	
休						
休 (廃) 止						
止		理		由		

道路使用許可書の記入について

★「期間」の記載については、以下のように記載願います。

正→令和○年○月許可日から令和○年○月○日までの2日間(午前9時から午後5時まで) 誤→令和○年○月○日から2週間以内の2日間

なお、許可が下りるまでの日数は、最短で市道で10日~14日、県道で3週間~4週間かかりますので、それを見越して設定してください

例えば、5月1日に上下水道課に提出する場合は、

「令和〇年5月許可日から令和〇年6月19日までの2日間」という様に記入してください。

★ 提出部数について

福井県収入証紙を貼り付けた物を1 部、収入証紙を貼り付けない物を1 部、収入証紙を貼り付けた物のコピーを1 部。合計3 部(添付書類も含む)、ご提出下さい。

★ その他

修正液での修正、会社印のコピーは、警察署が受理しませんので避けてください。

★ 通行止めで施工の場合

通行止めで施工の場合、施工地係区長の同意書が必要です。様式等は特に定めていませんが、 詳しくは小浜警察署交通課にお問い合わせください。

★ 提出時期について

迂回路の設定等で協議をする必要が生じたため、許可が下りるまでに大変な日数を要した例もあります。時間的な余裕をもって提出するようにお願いします。

★福井県管理道路での施工について

道路管理者より下記のように、ご指導がありましたので留意してください。

- ・全面通行止めは、原則的に行わない。鉄板等を利用する。(片側通行)
- ・1年を通じて金、土、日曜日、祝祭日は施工を行わない。
- ・施工の1週間前に、道路管理者と関係地係区長に事前連絡を行う。
- ・夏時期(7、8月)の施工は、なるべく避ける。

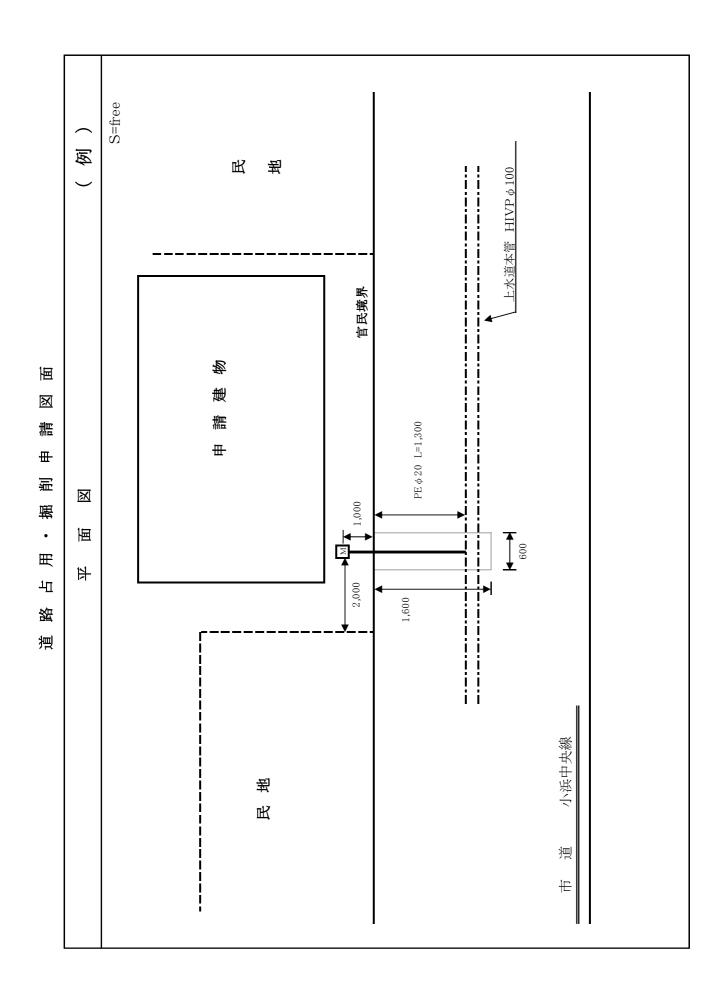
★ 埋設物確認調書について

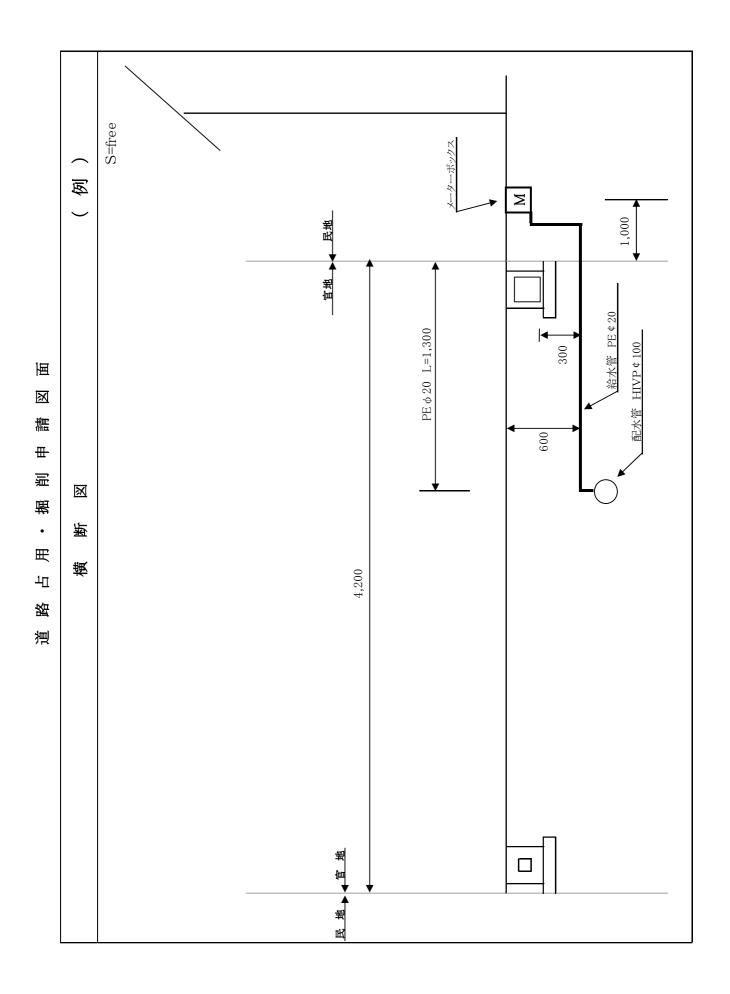
事故防止の観点からも必ず取得し、必要に応じて管理者と立会を実施して下さい。

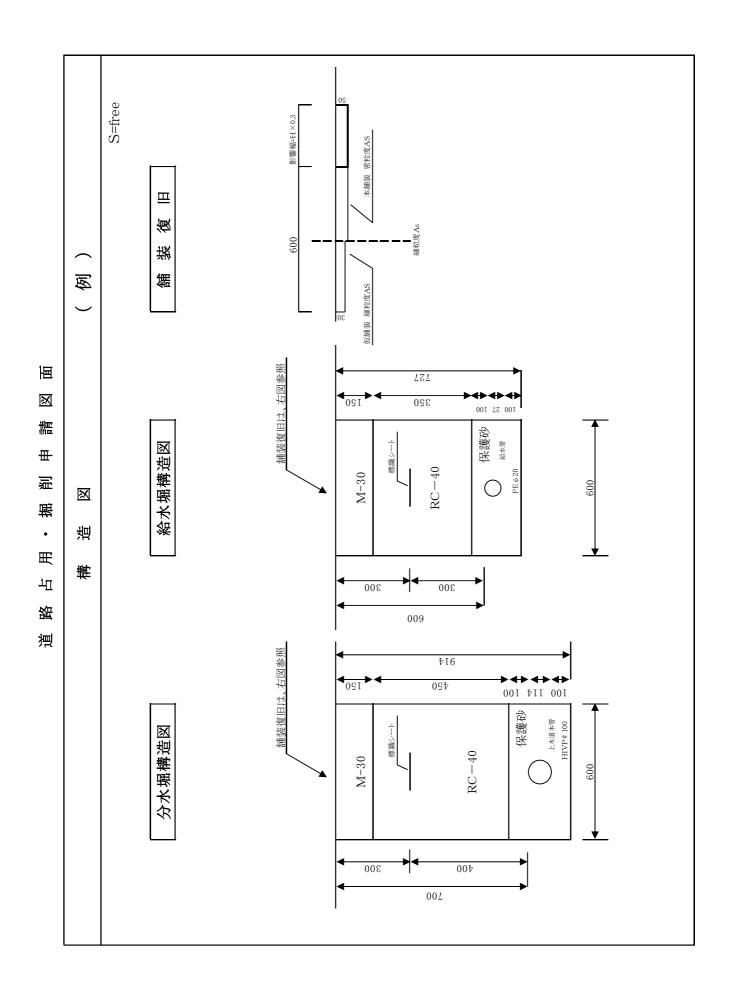
			道:	路 使	用	許可	可 申	請	書				
/ \	浜 警 察	系 署	長原						令 和	I	年	月	日
·	, , , <u>, , , , , , , , , , , , , , , , </u>					<i>b</i> -	=r:						
				Ħ	申請者	住	所						(
						氏	名						
道路使月	用の目的												
場所又	は区間												
期	間		年	月	日	時カ	46		年	月	日	時まで	
方法又	は形態												
添付	書類												
現場	住 所												
責任者	氏 名								電話				
第		号											
			ij	道 路	使力	用韵	三 可	証					
	上記のと	tan:	红 司~	ナス	ただ] <i>\h</i>	刀冬州	174	光る >	L			
-	上記がと	かり	¤T [⊬] J	y る。	1-1-	し仏	<u>ソポ竹</u>	<u>-(-1</u>	ピノ (. C o			
条	<i>(</i> /+-												
宋 宋	件												
					令 和		<u> </u>	 月		 目			
					14 /TH								
							音	祭	署長	•	Ē	<u>:11</u>	

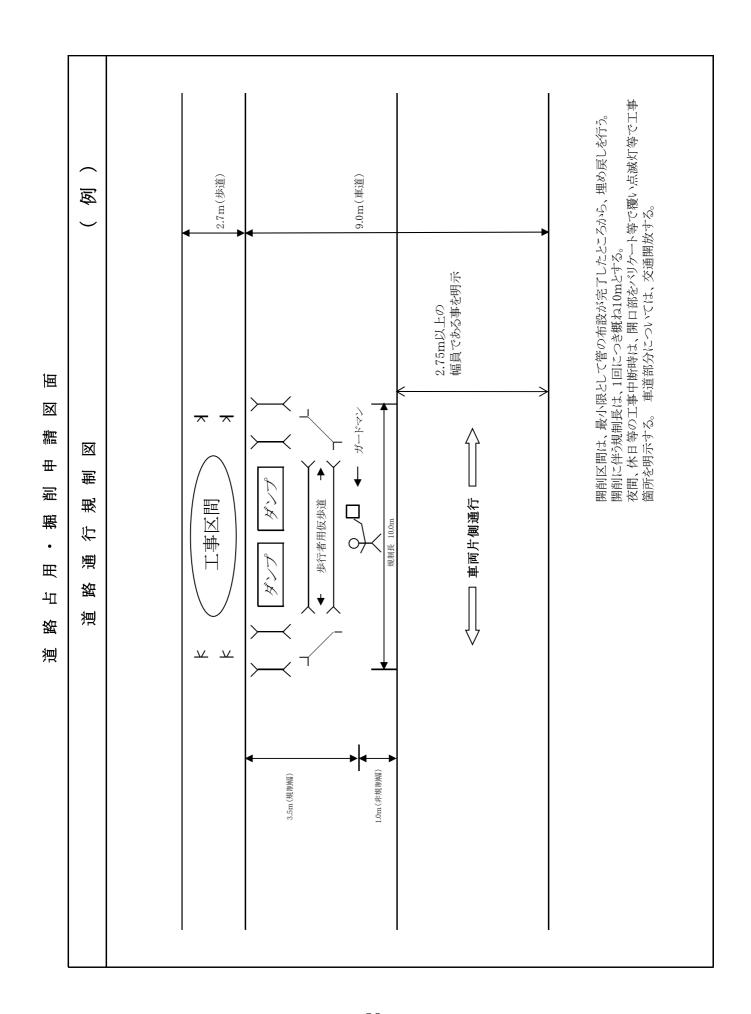
- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地 及び代表者の氏名を記載すること。
 - 2 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載すること。
 - 3 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

デジングス 例 四公町 囲 図 灩 # 壸 図 型 鮰 Щ 白 ᆁ 恕 捯 池田ビルティング 品 <u> 이 문敎론</u> 本語を









埋設物確認調書

埋設管理者

		宛								
			<u>_3</u>	Ř注者						
			<u></u> 方	恒工者			(担当者	⋚)		
			Т	EL()	_	FAX()	_	
【工 事 名】:										
【工事期間】: 令和	年	月	日	~	令和	年	月	日		
【工事場所】:	市∙郡		町・村		番	予地	丁目			地係
【工事種別】: ①ガス②)上水道③下	水道④)用排水(う橋梁	<u>⑥道路⑦</u>	電力⑧土均	也改良⑨電話	5⑩その(也()

型設物管理者 種別				埋設	立会	最終立会			
種別 	連絡先 担当者			有無	要否	完了確認			
	1.17	有	要	立会日 R 立会者氏名	年	月	目		
NTT	webにて申請				否			印	
電気	関西電力送配電株式会社 小浜配電営業所	R 年 月確認者氏名]	有	要	立会日 R 立会者氏名	年	月	目
底第	TEL(0770) 52-5714 FAX(0770) 52-1408		印	無	否			印	
上水	小浜市役所 上下水道課	R 年 月確認者氏名	日	有	要	立会日 R 立会者氏名	年	月	日
上水	TEL(0770) 53-1111 FAX(0770) 52-1401		印	無	否			印	
下水	小浜市役所 上下水道課	R 年 月確認者氏名	日	有	要	立会日 R 立会者氏名	年	月	目
下水	TEL() - FAX() -		即	無	否			印	

関係各位

水道業者

住 所:

会社名:

担当者:

電 話:

道路通行の制限実施について

上記の件について、次の通り実施したいのでお知らせします。

路線名及び場所	市道	線		小浜市			地係	
制限内容	片側交互通行							
期間		令和	年	月	日~令和	年	月	日
判旧						の内	午前	ī9時~午後4時まで
工事内容	上水道引き込み工事							
理由	〇〇邸 建築に伴う上水道工事							
/#.# <u>.</u>	連絡先:	小	浜市征	殳所	上下水道課	上水	建設管	管理グループ
備考	担 当:				電話:07	770–53	-1111	1 内線214、216

通行制限実施のお知らせ一覧表

小浜警察署 遠敷

若狭消防組合 大手町

市役所 大手町

環境衛生課

新幹線・交通まちづくり課

大和交通(株) 遠敷八丁目

三福タクシー(株) 千種二丁目

(株)アクアテック 東勢

(有)アルミック徳原 東市場

(有)ニーズ尾崎

関係地係区長 関係地係

工事施工の4、5日前までに図面を添付し配布願います。

(EII)

小浜市長 松崎 晃治 様

住所 氏名

アパート、賃貸住宅、寮等の上水道給水にかかる親子メーターと料金の取扱いについて

小浜市 に設置する の上水道給水にかかる親子メーターの取扱い 及び料金設定について、市指定の条件を遵守しますので、各戸(子メーター)検針扱いとして頂 きますようお願い致します。

記

- 1. メーターの位置は、官民境界から宅地側に概ね1.0元の位置に取り付ける。(申請時点で設置してあるものは、これを利用する。)また、子メーターについては、宅地内で検針に便利な場所であれば良い。
- 2. 親メーターについては、子メーターとの検針差がなくても一件として取り扱い、料金を徴収する。
- 3. 各戸の子メーターは、市のメーターとし、既設の場合は切り替え時に交換するものとする。
- 4. 入居者の転入、転出、水道料金の納入等については家主において一切の責任を負うものとする。
- 5. 親メーター以降の私地で発生した漏水事故や止水栓の修理については、家主において責任を 負うものとする。
- 6. 加入金については、各戸子メーターで取り扱う。(親メーターについては、加入金の対象としない。) ただし、既設を切り替える場合は切り替え時点の権利として加入金の返還はしない。)
- 7. 新設あるいは切り替え後において増設する場合は、増設個数の加入金を必要とする。
- 8. 既設メーターを切り替えるときは、既設給水装置について市の検査を受けるものとする。
- 9. 新設あるいは切り替え後において、親メーターと子メーター間に受水槽を設けたときは、この取り扱いを破棄するものとする。

参考:集合住宅への給水方法

		-	
提出書類	給冰台帳 1枚	給水台帳(親メーター分)1枚 「アパート、賃貸住宅、寮等の 上水道給水にかかる親子 メーターと料金の取り扱いに ついて」 台帳(子メーター分)n枚	台帳 (子メーター分) n枚
デメリット	個々の利用者への料金 の割り振りが困難。料金 が割高。	親メーターにも課金される。	子メーターの設置位置が 限定される。配管が複雑 になる。
メリット	配管が単純	配管が単純。子メーター の設置位置が自由にな る。個々の子メーターの 名義人に納付書が発行 される。親メーターと子 メーターの間に散水栓を 1栓のみ設置できる。(2 栓以上設置する場合は、 別途子メーターが必要。	個々の子メーターの名義 人に納付書が発行され る。
納付書宛先	親メーター名義人	個々の子メーター名義人親メーター名義人	子メーター名義人
料金	親メーター使用水量	子メーター個々の水量 十 親メーター水量から子メーターの 合計 水量を差し引いた・水量	子メーター使用水量
加入金	親メーター分のみ	子メーター分のみ	子メーター分のみ
配管図	からいか 大	会と できない できない かんかん ない	中央 中央 中央 中央 中央 中央 中央 中央
給水方式	親メーター給水	親子メーター給水	子メーター結氷

上水道加入金

令和5年4月1日現在

メーター口径	加入金(消費税込み)
<i>φ</i> 13	¥41,800
ϕ 20	¥72,600
ϕ 25	¥167,200
<i>φ</i> 40	¥523,600
ϕ 50	¥837,100
φ 75	¥1,675,300

※増口径の場合は、既設口径との差額を徴収します。特殊状況での加入金の差額の考え方については、別紙(P37、38)を参考にすること。

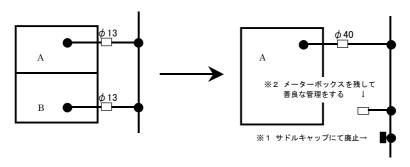
加入金は台帳受付日から2週間以内に指定の金融機関、または窓口で支払うこと。また、業者が責任をもって施工主と協議すること。

メーターは給水台帳受付後、引き渡しまでに課内決裁等の期間を2~3日要するので、注意すること。(上水道)

 ϕ 25以上のメーターは、申込み後、引き渡しまでに約1ヵ月を要する。(上水道)

簡易水道地域は加入金は要しないが、メーターは購入となる。また、引き渡しは、申込み後 1ヵ月を要す。

※ケース1

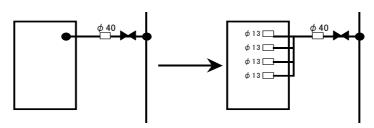


状況:元々、2区画あり別人が給水を引き込んでいた。その後、AさんがBさんの区画を買い取り、1区画とし ϕ 13から ϕ 40へ増口径を申し込んだ。この場合の加入金の考え方:加入金の増減は「1対1」という考え方を採用する。

よって、この場合の加入金の請求額は、下記の式となる。

 ϕ 40- ϕ 13 ¥523,600-¥41,800=¥481,800 請求額¥481,800 なお、もう1つの引き込みを%1もしくは%2の様に処理するのが増口径の条件である。

※ケース2

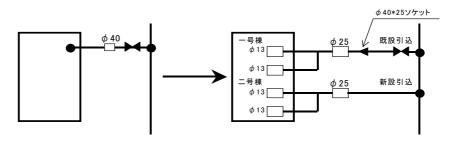


状況:元々 ϕ 40を引き込んでいたが、アパートを新築するにあたり、 ϕ 40を親メーター、 ϕ 13 4個を子メーターに設定することにした。この場合の加入金の考え方: 今回申請する内容全体(ϕ 40親メーター、 ϕ 13子メーター4個)を一つの給水装置と考える。

よって、この場合の加入金の請求額は、下記の式となる。

 $\phi \ 1 \ 3 \times 4 \ 4 \ - \phi \ 4 \ 0 \qquad \mbox{ }

※ケース3



状況:元々 ϕ 4 0 を引き込んでいたが、アパートを 2 棟建築するにあたり ϕ 2 5 親メーター、 ϕ 1 3 千メーター 2 個に設定し、それを 2 棟建築することにした。この場合の加入金の考え方: 今回申請する内容のうち、 1 号棟を給水装置の変更、 2 号棟を給水装置の新設と考える。

よって、この場合の加入金の請求額は、下記の式となる。

※1 既設引き込みについては、サドル分水栓から変更後口径に変更するのが望ましいが、現場状況によっては異型ソケットの利用も可。

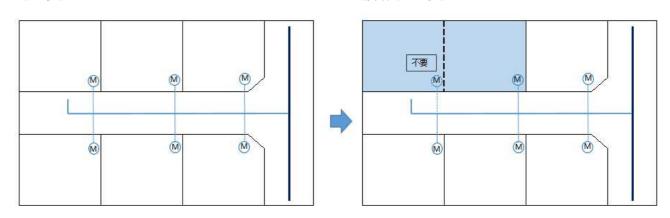
二号棟: 13×2 件 ¥ 4 1, $800 \times 2 =$ ¥ 8 3, 6 0 0

最終請求額¥83,600

※ケース4

《当初》

《分譲開始後》



状況: 6区画での分譲地が計画され、事業者より6区画分の加入金の納付があり、各々の 区画への給水装置が施工された。

分譲開始後、購入者の希望で2区画をまとめて購入し、1区画として活用したいとの申し出により、ひとつの給水装置が不要となった。

この場合、未使用の給水装置を分岐部で閉栓し、廃止した場合に限り、当該箇所の既納の加入金を還付する。

上水道料金

(単位:円) (消費税抜)

				(十四:11)	(//			
	基本料金 (8㎡まで)	超過料金(1㎡につき)						
メーター口径		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階			
7 7 DE		9∼10㎡	11∼30㎡	31∼100㎡	101 m² ~			
φ13	800	110	120	130				
φ 20	1,100				140			
φ 25	1,400							
φ 40	2,700							
φ 50	3,700							
φ75	7,800							

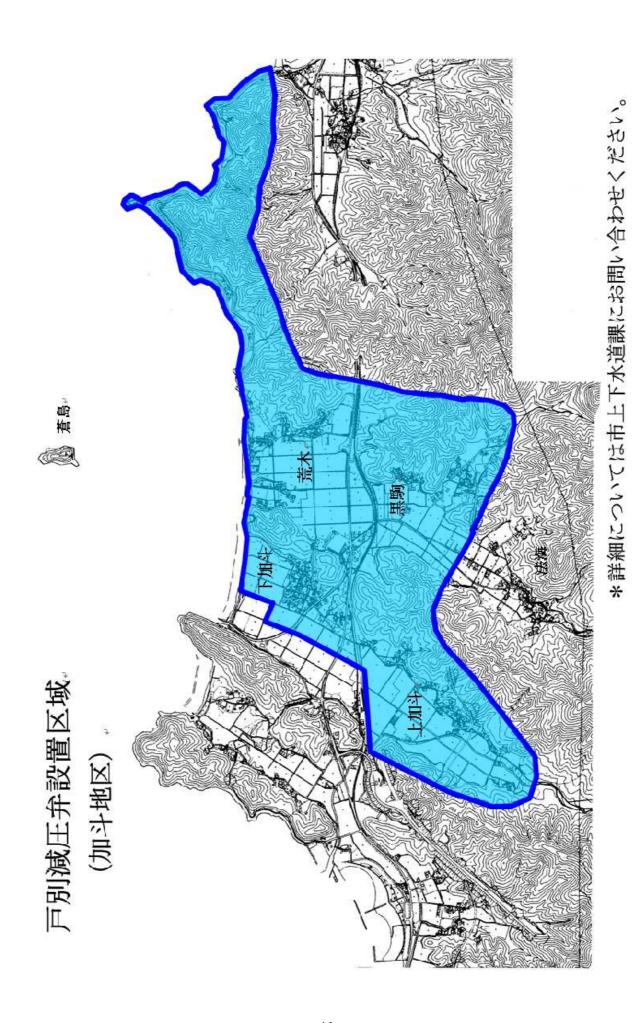
[※]消費税は別途いただきます。

^{※1}円未満の端数が生じたときは、切り捨てます。

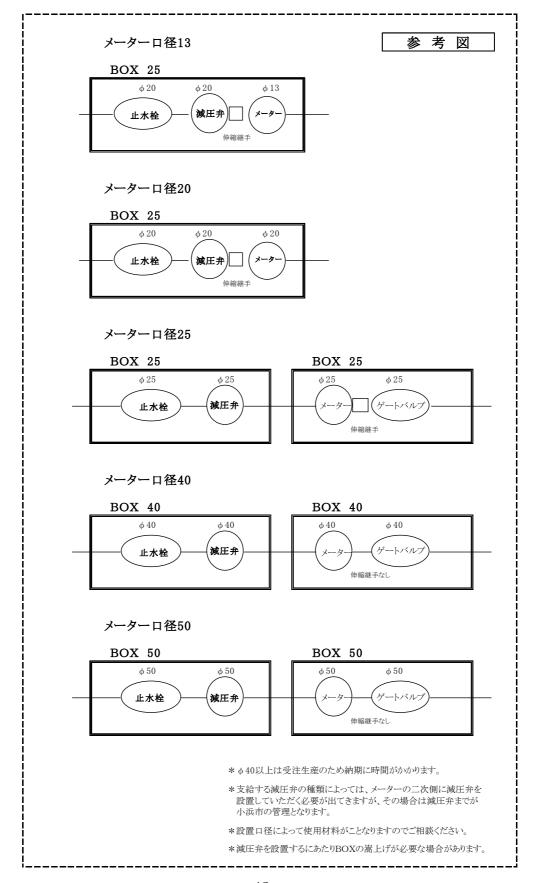
●料金早見表 ※口径13mm・20mm 使用水量101㎡まで表示

(単位・円 消費税を含む)

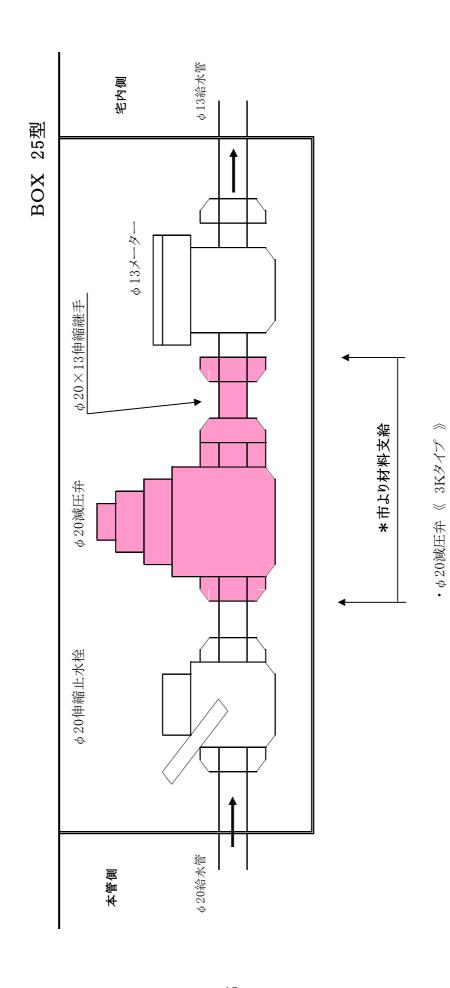
				П			<u>費税を含む)</u>
	口径	13mm			口径:	20mm	r
使用水量	料金	使用水量	料金	使用水量	料金	使用水量	料金
m³	ላኅ ነ፤	mů	4-1 <u>21</u> 2	mឺ	77 32	m³	77 32
0	880	51	6,765	0	1,210	51	7,095
1	880	52	6,908	1	1,210	52	7,238
2	880	53	7,051	2	1,210	53	7,381
3	880	54	7,194	3	1,210	54	7,524
4	880	55	7,337	4	1,210	55	7,667
5	880	56	7,480	5	1,210	56	7,810
6	880	57	7,623	6	1,210	57	7,953
7	880	58	7,766	7	1,210	58	8,096
8	880	59	7,909	8	1,210	59	8,239
9	1,001	60	8,052	9	1,331	60	8,382
10	1,122	61	8,195	10	1,452	61	8,525
11	1,254	62	8,338	11	1,584	62	8,668
12	1,386	63	8,481	12	1,716	63	8,811
13	1,518	64	8,624	13	1,848	64	8,954
14	1,650	65	8,767	14	1,980	65	9,097
15	1,782	66	8,910	15	2,112	66	9,240
16	1,914	67	9,053	16	2,244	67	9,383
17	2,046	68	9,196	17	2,376	68	9,526
18	2,178	69	9,339	18	2,508	69	9,669
19	2,310	70	9,482	19	2,640	70	9,812
20	2,442	71	9,625	20	2,772	71	9,955
21	2,574	72	9,768	21	2,904	72	10,098
22	2,706	73	9,911	22	3,036	73	10,241
23	2,838	74	10,054	23	3,168	74	10,384
24	2,970	75	10,197	24	3,300	75	10,527
25	3,102	76	10,340	25	3,432	76	10,670
26	3,234	77	10,483	26	3,564	77	10,813
27	3,366	78	10,626	27	3,696	78	10,956
28	3,498	79	10,769	28	3,828	79	11,099
29	3,630	80	10,912	29	3,960	80	11,242
30	3,762	81	11,055	30	4,092	81	11,385
31	3,905	82	11,198	31	4,235	82	11,528
32	4,048	83	11,341	32	4,378	83	11,671
33	4,191	84	11,484	33	4,521	84	11,814
34	4,334	85	11,627	34	4,664	85	11,957
35	4,477	86	11,770	35	4,807	86	12,100
36	4,620	87	11,913	36	4,950	87	12,243
37	4,763	88	12,056	37	5,093	88	12,386
38	4,906	89	12,199	38	5,236	89	12,529
39	5,049	90	12,342	39	5,379	90	12,672
40	5,192	91	12,485	40	5,522	91	12,815
41	5,335	92	12,628	41	5,665	92	12,958
42	5,478	93	12,771	42	5,808	93	13,101
43	5,621	94	12,914	43	5,951	94	13,244
44	5,764	95	13,057	44	6,094	95	13,387
45	5,907	96	13,200	45	6,237	96	13,530
46	6,050	97	13,343	46	6,380	97	13,673
47	6,193	98	13,486	47	6,523	98	13,816
48	6,336	99	13,629	48	6,666	99	13,959
49	6,479	100	13,772	49	6,809	100	14,102
50	6,622	101	13,926	50	6,952	101	14,256
	,		- , - = -	-	. ,		,



加斗地区減圧弁施工図



戸別減圧弁設置(例)



※口径によって支給材料が異なります

・ φ20×13伸縮継手

提出書類一覧

- ① 給水台帳
- ② 道路使用許可書 3部
- ③ 道路占用図面 3部
- ④ 埋設物確認書
- ⑤ アパート、賃貸住宅、寮等の上水道給水にかかる親子メーターと料金の取扱いについて (親子メーター方式にする場合)
- ⑥ 給水管分岐承諾書(分岐して給水する場合のみ)
- ⑦ 給水管布設同意書(給水管が他人の土地に入る場合のみ)
- ⑧ 通行止めによる区長同意書(通行止めをする場合のみ)
- ※ 水道単独での新設工事には①・②・③・④が必須となります。
 - ③の道路占用図面は道路使用許可書とは別に本標準仕様書のP26~29記載の図面を3部提出して下さい。
 - 2 次側に官地を有するなど、特別な条件の土地に給水管を布設する際は、上記記載書類とは 異なる書類を提出していただく場合がありますので、上下水道課までお問い合わせ下さい。

小浜市給水装置工事標準仕様書

令和5年4月1日現在

主な改定箇所一覧

項目	改定前	改定後	ページ
分水栓と給水管の口径	メーター口径と同口径	メーター口径が ϕ 40の場合は仕切弁まで ϕ 50で取り出し	1
受水槽の設置	未記載	有効容量が10m ³ を超えるものを新設・変 更・休廃止する場合は届出を提出	2
仕切弁設置	ビニ弁同等以上	φ40以上にビニ弁同等以上	2
使用材料	塩ビ管及びポリエチレン管	ポリエチレン管に統一 ϕ 40以下は2層管(黒管) ϕ 50以上は配水用ポリエチレン管(青管)	3
給水台帳への押印	必要	記名部を手書きの場合は不要	4
本舗装後の扱い	舗装後は上下水道課で管理	舗装後1年間は施工者にて管理	5
分水作業	必要に応じて立会い	原則立会いを行う 担当者と日程調整	5
水圧試験	HIVP : 1.0MPaで24時間 合格値: 0.9MPa以上	PE : 0.75MPaで1時間 合格値: 0.7MPa以上	5
給水管土被り	市道700mm以上 歩道500mm以上	600mm以上 ※県道・国道は別途協議	6
伸縮止水栓	副栓付き蝶ハンドルコマ式	逆止弁付きボール式	6
メーターボックス	メーター口径と同等	φ20以上を使用 ※親子メータ給水の子メーターがφ13の場合は同口径のメーターボックスを使用可能	7
標準配管図	未記載	ポリエチレン管を用いた標準図を記載	10-11